

室戸市建設工事低入札価格調査事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、室戸市が発注する建設工事について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項に基づき実施する調査(以下「低入札価格調査」という。)について必要な事項を定める。

(適用基準)

第2条 本要領を適用する建設工事は、総合評価方式入札による競争入札に付する建設工事とし、その入札において低入札価格調査を適用する基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る額の入札をした者(以下「低入札者」という。)を低入札価格調査の対象として扱う。

(調査基準価格及び失格基準)

第3条 調査基準価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号の設計金額に係る算定式によるものとする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合は10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合は10分の7を乗じて得た額とする(当該合計額に万円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とすることを原則とし、予定価格の10分の7に満たない場合は切り上げる。)。なお、調査基準価格は予定価格調書に明記し、調査基準価格の公表その他の取扱いは最低制限価格に準ずるものとする。

(1) (2)以外の工事の場合

$$\text{調査基準価格} = \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.55$$

(2) 建築工事(国土交通大臣が定める公共建築工事積算基準により積算した工事をいう。)の場合

$$\text{調査基準価格} = \text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.55$$

2 入札時にすべての低入札者から徴取した工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等のいずれかが次の各号に掲げる基準(以下「失格基準」という。)に該当した場合、当該低入札者は失格とする。なお、失格基準相当額を算定する場合においては、端数処理は行わず、円単位で単純に比較するものとする。また、失格基準相当額は、入札後公表する設計金額内訳書から算定できることから、入札時の公表は行わないものとする。

(1) 工事費内訳書の直接工事費が当該入札案件の設計書における直接工事費の85%未満であること。

- (2) 工事費内訳書の共通仮設費が当該入札案件の設計書における共通仮設費の80%未満であること。
- (3) 工事費内訳書の現場管理費が当該入札案件の設計書における現場管理費の90%未満であること。
- (4) 工事費内訳書の一般管理費等が当該入札案件の設計書における一般管理費等の55%未満であること。

(低入札価格調査における入札)

第4条 入札参加申請時に低入札価格調査を辞退していない低入札者がある入札においては、入札結果を保留とし、入札時にあらかじめ提出されている工事費内訳書により、失格調査、失格基準に該当しない低入札者に対する調査（以下「低入札調査」という。）を行う。第5条第2項において契約締結が可とされた者のうち、評価値が最も高い者を落札者として決定する。

2 入札公告及び指名通知時においては、次の事項を公告文又は指名通知文に明示しなければならない。

- (1) 低入札価格調査を適用した入札であり、調査基準価格及び失格基準を設けていること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、入札参加申請時に、総合評価方式競争入札参加申請書において、開札の結果自らが低入札者となった場合は低入札価格調査を受けることをあらかじめ辞退できること。入札参加申請時に低入札価格調査を辞退している入札参加者が、開札の結果低入札者となった場合は、その時点で失格となること。
- (3) 入札参加者は入札箱に入札書を投かんする際に、持参した工事費内訳書の提出が必要であること。工事費内訳書の提出のない者は失格とすること並びに工事費内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の記載のない低入札者及び落札候補者は工事費内訳書の提出がなかったものとみなすこと。
- (4) 工事費内訳書記載の各々の経費が失格基準に該当する低入札者は、失格とすること。
- (5) 入札参加申請時に低入札価格調査を辞退していない低入札者は、低入札調査に協力するものとし、低入札調査に関する資料（以下「低入札調査資料」という。）を提出すること。ただし、当該低入札者が低入札調査を辞退することは妨げないこと。
- (6) 落札者は、失格調査及び低入札調査の結果に基づき決定されるもので、評価値が最も高い者が直ちに落札者となるものではないこと。

3 入札執行者は、入札執行の前に次の事項を説明する。

- (1) 低入札価格調査を適用した入札であり、調査基準価格及び失格基準 を設

- けていること並びに低入札者があった場合には低入札調査を行うこと。
- (2) 入札参加申請時に低入札価格調査を辞退していない低入札者があった場合には、入札結果を保留すること。
 - (3) 入札参加者は、入札箱に入札書を投かんする際に、持参した工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書の提出のない者は、失格となること。
 - (4) 入札参加申請時に低入札価格調査を辞退していない低入札者は、低入札調査に協力すること及び低入札調査資料を提出期限までに提出すること。ただし、当該低入札者が低入札調査を辞退することは妨げないこと。
 - (5) 低入札価格調査の結果、失格基準に該当する者又は契約を締結することが適当でないと判断された者は、失格となること。
 - (6) 低入札調査の結果は、入札参加者全員に通知すること。
- 4 入札終了時においては、次の事項に留意する。
- (1) 低入札者がいないときで、予定価格の制限の範囲内で入札した者があるときは、入札参加者に次の事項を告げて、その者のうち、評価値の最も高い者を落札者として決定する。
 - ア 落札者の入札金額及びその者の商号又は名称
 - イ 予定価格及び調査基準価格
 - (2) 入札参加申請時に低入札価格調査を辞退していない低入札者があったとき入札参加者に次の事項を告げて入札を終了する。
 - ア 入札参加申請時に低入札価格調査を辞退していない低入札者があったため、入札結果を保留すること。
 - イ 今後、低入札調査を行い、契約内容に適合した履行がなされるか否か調査したうえで落札決定を行い、入札参加者全員に結果を通知すること。
 - ウ 予定価格、調査基準価格及びすべての低入札者の入札書記載金額並びにその者の商号又は名称
 - エ 工事費内訳書記載の各経費が失格基準を下回る場合には、失格となること。
 - (3) 調査基準価格を上回る入札を行った者で評価値が最高かつ同点である者が2者以上あるときは、すべての低入札者が低入札価格調査で失格となった場合を想定して、落札者とすべき者をあらかじめくじで決定する。
- 5 入札終了時の入札結果公表等については、次の事項に留意する。
- (1) 入札参加申請時に低入札価格調査を辞退していない低入札者があった場合の当該入札結果公表は、入札結果を保留したまま、直ちに入札記録は公表する。この場合の入札記録には、落札者の表示はせず、すべての低入札者の金額記載欄の右端に「低入札」と記載する。
 - (2) 入札参加申請時に低入札価格調査を辞退している入札参加者が、開札の

結果、低入札者となった場合は、その時点で指名停止を伴わない失格とする。

- 6 落札者決定時の入札結果公表については、次の事項に留意する。
- (1) 低入札価格調査の結果、落札者が決定された場合は、前項の入札記録の当該落札者欄の「低入札」と記載した横に「※○／○落札決定」と記載する（「※○／○」には、低入札価格調査による決定日を記入すること。）。
 - (2) 低入札価格調査の結果、失格とされた場合は、前項の入札記録における当該失格者欄の「低入札」と記載した横に「※○／○失格決定」と記載する（「※○／○」には、低入札価格調査による決定日を記入すること。）。
 - (3) 落札者決定時の入札記録は、これを入札終了時公表の入札記録と差し替えて公表する。

（低入札価格調査）

第5条 入札担当課は、入札時に低入札者（総合評価方式競争入札参加申請時に低入札価格調査を辞退している者は除く。以下同じ。）から提出された工事費内訳書に基づき、開札のあった日から3日（開札日の翌日を第1日として3日目に当たる日。閉庁日を含む。）以内に失格調査を行い、また、失格調査において、次のいずれかに該当する者は、審査に付すことなく、指名停止を伴わない失格とし、当該失格者には、別記様式第1号により通知する。

- (1) 失格基準に該当する者
- (2) 工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総合計額が入札書記載金額と一致しない者
- (3) 工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費のいずれかの合計額に記載誤りがある者
- (4) 工事費内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費のいずれかの明示がない者

2 入札担当者は、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、次の各号により低入札調査を実施する。

- (1) 低入札者には、誓約書（別記様式第2号）及び調査資料（別記様式第3号）を3日以内（開札日の翌日を第1日として3日目に当たる日。閉庁日は含まない。）に提出させることとし、別記様式第4号により通知する。この場合において、様式は、室戸市ホームページ・財産管理課ページから低入札者がダウンロードするものとする。
- (2) 失格基準に該当しない低入札者は、前号の提出期限までに、辞退書（別記様式第5号）により低入札調査の辞退を申し出ることができる。
- (3) 失格基準に該当しない低入札者が次のいずれかに該当する場合は、その時点で調査を中止する。この場合においては、低入札調査資料は徴取せず、

- アに該当するときは、当該低入札者は指名停止を伴わない失格とする。
- ア 前号の規定により辞退書（別記様式第5号）を提出し、低入札調査の辞退を申し出た場合
 - イ 当該低入札者の評価値から、その他の低入札者でない者が最高点となることが明らかなとき。

- (4) 低入札調査の内容は次のとおりとし、事情聴取を行う（「室戸市建設工事低入札価格調査事務処理要領の取扱い」（以下「事務処理要領取扱通知」という。）を参照のこと。）。

ア 積算内容（入札時工事費内訳書とは別途徴取する。各経費の項目は、標準積算基準に基づき区分するものであること。）

イ 技術者就業状況

ウ 工事箇所と事業所、倉庫等との関連

エ 使用する資材の状況

オ 使用する機械の状況

カ 労務者の状況

キ 下請状況（施工時配置技術者確保の状況、法定福利費の確認等）

ク 過去に施工した公共工事の状況

ケ 経営状況（決算状況の確認等）

コ 信用状態（建設業法（昭和24年法律第100号）違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等）

カ その他必要な事項

- (5) 調査結果は低入札調査表（別記様式第6号）にとりまとめ、財産管理課長の確認を受ける。

（低入札価格調査における判断基準）

第6条 調査の結果、次の各号のいずれかに該当するとされた場合は失格とし、その者を室戸市建設工事指名停止措置要綱（以下「指名停止措置要綱」という。）の定めるところにより指名停止とする。共同企業体による入札参加において、次の各号のいずれかに該当して失格となったときは、当該共同企業体構成員全員を指名停止措置の対象とする。ただし、当該共同企業体構成員のうち特定の構成員のみが第7号から第9号までのいずれかに該当する場合は、指名停止措置はその該当する構成員にとどめ、他の構成員の指名停止は行わない。

- (1) 第5条第2項第2号の規定による辞退書（別記様式第5号）の提出がない場合であって、理由なく期日までに低入札調査資料の提出がないとき（誓約書、入札価格決定に際しての組織的意思決定を示す挙証資料、積算内訳書、資材納入業者若しくは下請予定業者の見積書等低入札調査資料に

添付すべき資料の添付がない場合又は添付すべき資料が不足する場合を含む。)又は事情徴取に応じないとき。

- (2) 低入札調査資料として提出された積算内訳書(以下「積算内訳書」という。)において、資材納入業者又は下請予定業者の見積書等に記載の見積金額未満の額で経費の積算が行われているとき。
 - (3) 積算内訳書において、設計図書と異なる仕様で経費が計上されているとき。
 - (4) 積算内訳書において、資材納入業者又は下請予定業者の見積書等に記載の仕様とは異なる仕様で経費の積算が行われているとき。
 - (5) 積算内訳書において、直接工事費、共通仮設費、現場管理費若しくは一般管理費の合計若しくはすべての経費の合計が誤っているとき又は入札時提出の工事費内訳書の記載内容と一致しないとき。
 - (6) 積算内訳書において、直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費の積算が項目別に行われていないとき。
 - (7) 低入札調査中に指名停止措置要綱において指名停止の対象となる事案に該当し、契約を締結することが適当でないと判断される時。
 - (8) 低入札者が、当該入札に当たって提出した配置予定技術者届出書等に記載した技術者を別の建設工事の競争入札の配置予定技術者として届け出て、その工事を落札したとき。
 - (9) その他、適正な契約の履行が行われぬおそれがあると認められる時(低入札調査中に入札参加資格を喪失した場合又は市の契約の相手方とすることが著しく不相当であると判断された場合を含む。))。
- 2 調査の結果、次の各号のいずれかに該当するとされたときは失格とするが、指名停止措置は行わない。
- (1) 入札時に提出することとされている工事費内訳書の提出がないとき(工事費内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の記載のない者は、工事費内訳書の提出がなかったものとみなす。))。
 - (2) 積算内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費の項目及び内容が土木工事標準積算基準又は公共建築工事共通費積算基準の項目及び内容と異なり、補正の結果、直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費のいずれかの額が失格基準に該当するとき。
 - (3) 低入札調査中に指名回避措置基準要領による措置を受けたとき。
 - (4) 調査基準価格以上、かつ、予定価格の制限の範囲内で入札した者から、当該入札に当たって提出した配置予定技術者届出書等に記載した技術者を、別の建設工事の競争入札の配置予定技術者として届け出て、その工事を落札したことの届出書(別記様式第10号)が提出されたとき。

(調査結果の報告)

第7条 低入札価格調査を行った入札担当者は、調査の結果を低入札調査表(別記様式第6号)にとりまとめ、関係資料を添えて財産管理課長に報告しなければならない。

(調査結果の審査)

第8条 財産管理課長は、入札担当者から低入札価格調査結果の報告を受けたときは、室戸市建設工事指名業者等審査委員会委員長が指名する職員(当該建設工事等に関与しない職員)と審査を行い、審査結果を市長に報告する。

(落札者の決定等)

第9条 前条の結果、市長が低入札者の内、最も評価値の高い者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、入札担当者は、低入札者のうち、最も評価値の高い者が落札者となった旨の通知(別記様式第7号)をするとともに他の入札者に対して、低入札者の内、最も評価値の高い者が落札者となった旨を通知(別記様式第8号)するものとする。

2 前条の審査の結果、市長が低入札者のうち、最も評価値の高い者の入札によつては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札したほかの者のうち評価値の最も高い者(以下「次順位者」という。)を落札者と決定する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合は、第5条以降と同様の手続きによる調査を行う。

3 前項の規定により、次順位者を落札者と決定したときは、入札担当者は最低価格入札者には、審査の結果失格となった旨の通知(別記様式第9号)を、次順位者には落札者となった旨の通知(別記様式第7号)をする。

(監督等)

第10条 低入札者が落札者となった場合には、次の措置を講ずる。

- (1) 施工体制台帳及び施工計画書を提出させ、必要に応じその内容について事情聴取を行う。
- (2) 施工にあたっては、監督、検査業務を強化する。

(その他)

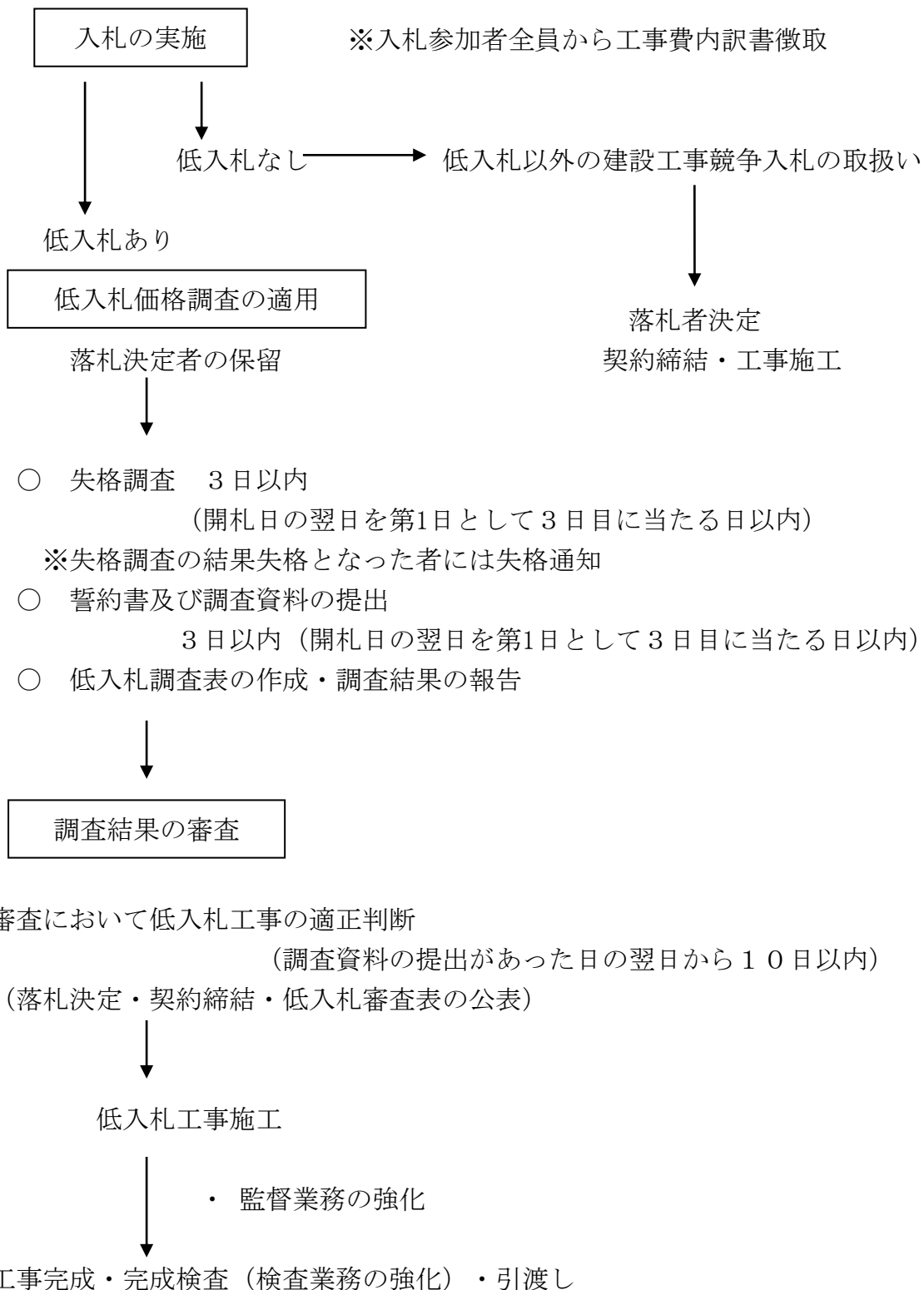
第11条 低入札価格調査の取扱い事務の流れを図式化すれば、別記のとおりである。

附 則

この要領は、平成30年5月9日から施行し、平成30年5月1日以降公告が行われる総合評価方式入札による競争入札から適用する。

別記

建設工事低入札価格調査取扱い事務の流れ



別記様式第1号（第5条関係）

第 年 月 日
号

様

室戸市長

入札失格通知書

低入札価格調査により入札結果を保留していた下記の工事の入札については、提出された工事費内訳書を調査の結果、失格基準に該当するため、失格としたので通知します。

記

- 1 工事名
- 2 失格基準に該当する見積経費
費（失格基準相当額 円）

注 1 2の 費には直接工事費等の失格基準に該当する経費区分を明記するとともに、当該経費区分の失格基準相当額を合わせて明記すること。
2 失格調査において、工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総合計額が入札書記載金額と一致しないこと、工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費のいずれかの合計額に記載誤りがあること等による失格の場合は、「3 失格の理由」と書き換えて、その理由を明記すること。

別記様式第2号（第5条関係）

年 月 日

室戸市長 様

商号又は名称
代表者職氏名 印

誓 約 書

年 月 日に行われた 工事の入札
において室戸市建設工事低入札価格調査事務処理要領第5条第2項に規定する低入札価格調査対象者となりましたが、今後低入札調査を経て落札決定を受け、工事を適切なものとして施工完成させるため、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 低入札調査の実施に協力すること。
- 2 工事の施工に当たっては、品質、安全等の確保に万全を期し、粗雑工事は行わないこと。
- 3 工事施工経費に不足が生じる場合には自らの負担により補てんし、下請業者や資材納入業者等への圧迫、しわ寄せは行わないこと。

注 本書は、低入札調査時に調査資料と併せて提出させること。

建設工事低入札価格調査に基づく調査資料

商号又は名称
代表者職氏名 印

1 積算内容

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 経費削減が図られた理由
(注) 具体的に記入すること。
- (3) 契約の保証（請負金額の10分の1以上）方法
- (4) 入札金額に対応する積算内訳書
(注) 工事費内訳書、明細表、単価表ごとに、金抜設計書に金額を記入したものを作成すること。
(注) 資材納入業者、下請予定業者の見積書等積算根拠資料を添付すること。
(注) 積算内訳は必ず積上げで算出し、共通仮設費、現場管理費については、明細表等により積上げの内容、数量、単価等がわかるものを作成すること。一般管理費については、一式計上は認めず、個々の項目別経費を積み上げること。
- (5) 総合工程表

2 技術者就労状況

有資格者氏名	区分	現在従事工事名	工事場所	工期	発注機関名	請負金額

- (注) 有資格者とは、建設業許可申請で届け出ている者をいう。
- (注) 「区分」欄には、「営」（営業所の専任技術者）、「配置」（本工事において届け出る監理技術者又は主任技術者）、「代理」（本工事における現場代理人）の別を記入すること。
- (注) 営業所の専任技術者とは、建設業許可の要件である主たる営業所及び建設業許可を有するその他営業所に専任で置かれている技術者をいう。
- (注) 「発注機関名」欄の発注機関には、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事の発注者として建設業法施行令第27条の13に規定する国、地方公共団体を記載。

3 工事箇所と事業所、倉庫等との関連

関連施設の名称、所在地等は、別添の地図のとおり。

4 使用する資材（購入部品を含む。）の状況（見積書写は別添のとおり。）

工種	品名（規格・形式）	数量	単位	調達方法	調達先名	調達先との関係

（注）見積書写を添付し、今回の工事で使用する資材とその調達方法等を記入すること。

5 使用する機械の状況（見積書写は別添のとおり。）

工種	機械名（規格・形式）	台数	調達方法	調達先名	調達先との関係

6 労務者の状況

工種	職種	予定人員	自社・下請・新規雇用	労務単価	従事期間

7 下請状況（見積書写は別添のとおり。）

工種（工事内容）	下請業者名	下請業者の技術者	下請予定金額	下請業者との関係

（注）下請させる場合の内容、第一次下請予定業者名及び下請予定金額を記入すること。

（注）下請予定業者の見積書は、資材単価・数量、労務単価・人役、法定福利費の確認が可能なものを添付すること。

8 過去に施工した公共工事の状況

(1) 前年度に完成した公共工事の状況

発注機関名	工事名	工事場所	工期	請負金額	成績評定

(2) 低入札価格による受注実績

発注機関名	工事名	工事場所	工期	請負金額	成績評定

（注）過去の低入札価格による受注実績の状況を記入すること。

9 入札価格決定の妥当性

「別紙のとおり。」と記入し、入札価格が決定された過程のわかる資料（組織的意思決定を示す挙証資料（取締役会議事録の写し等））を添付すること。

別記様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

室戸市財産管理課長

建設工事低入札価格調査に基づく事情聴取の実施について

年 月 日に入札を行った下記1の工事の低入札調査事情聴取を下記2以下のとおり実施しますので、年 月 日までに誓約書及び低入札価格調査に基づく調査資料を提出するとともに、事情聴取当日は代表取締役又はこれに準ずる地位にあたる使用人が出席してください。

記

- 1 工事名
- 2 調査日時、場所
- 3 調査事項
 - (1) 積算内容
 - (2) 技術者就業状況
 - (3) 工事箇所と事業所、倉庫等との関連
 - (4) 使用する資材の状況
 - (5) 使用する機械の状況
 - (6) 労務者の状況
 - (7) 下請状況
 - (8) 過去に施工した公共工事の状況
 - (9) 経営状況
 - (10) 信用状態
 - (11) その他の必要な事項
- 4 調査担当者
課
職・氏名
電話番号

注 提出資料の提出期限は、開札後3日（閉庁日を含まない。）とする。

別記様式第5号（第5条関係）

年 月 日

室戸市長 様

商号又は名称
代表者職氏名

印

辞退書

年 月 日に行われた 工事の
入札において建設工事低入札価格調査事務処理要領第5条第2項に規定する低
入札調査対象者となりましたが、低入札調査を受け、当該工事の落札者となる
ことを辞退いたします。

別記様式第6号（第5条関係）

低入札審査表

1 概要

工事名	
工事場所	
入札日（事情聴取日）	
調査対象者 住所・商号	
事情聴取に出席した 調査対象者の役職・氏名	
調査実施者 所属・氏名	

2 入札記録

3 調査項目の確認内容と結果

調査項目	確認内容	結果
1 積算内容		
2 技術者就業状況		
3 工事箇所と事業所、倉庫等との関連		
4 使用する資材の状況		
5 使用する機械の状況		
6 労務者の状況		
7 下請状況		
8 過去に施工した公共工事の状況		
9 経営状況		
10 信用状態		
11 その他		

*必要に応じて、調査資料及び事情聴取等により作成した資料を添付する。

4 調査実施者の所見

5 審査の判断

<input type="checkbox"/> 契約の内容に適合した履行がされると判断する。 <input type="checkbox"/> 契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断する。 （理由） 上記のとおり報告します。 年 月 日	財産管理課長	印
--	--------	---

別記様式第6号作成時の留意点

第1 調査表及び添付資料にはすべてページを付ける。

第2 「3 調査項目の確認内容と結果」のうち1～8については、「確認内容」欄には当該添付資料のページ番号を記載し、9は「1 財務状況」として調査対象者の財務上の問題の有無、「2 完成工事高」として直近（年月日を併記のこと。）の調査対象者の完成工事高、「3 経審点数（総合点数）」として調査対象者の総合点数（経営事項審査結果通知書の写しを添付）を記載し、10は指名停止の有無、建設業法違反の有無、賃金不払いの有無について記載し、11にはその他特記事項がある場合にはその内容、ない場合には「特になし」と記載する。9～11でも添付資料がある場合にはこれを調査表に添付する。

「結果」欄には、事務局としての「適」又は「否」の判断を記載する。

第3 「4 調査実施者の所見」には、（1）低入札率（入札価格／税抜請負対象金額）、（2）各項目の考察として、ア直接工事費、イ共通仮設費、ウ現場管理費、エ一般管理費についての所見をそれぞれ記載する。

第4 「5 審査の判断」の後に次の審査参考事項を追加記載する。

1 積算内訳

（1）その価格により入札した理由、（2）経費節減が図られた理由
いずれも、調査対象者からの事情聴取をもとに、事務局が客観的に妥当と判断できる内容について記載する。（調査対象者の主張をそのまま記載するものではない。）

（3）入札金額に対応する積算内訳書

全体設計書比較表、工事費内訳書比較表、諸経費比較表、歩掛り等比較表、労務・材料単価比較表（いずれも設計金額と調査対象者見積金額を比較できるようにした表）を、調査対象者からの提出資料をもとに別途作成添付し、ここには各資料のページ番号のみ記載する。

（4）総合工程表

調査対象者作成のものを別途添付し、ここには資料ページ番号のみ記載する。

2 技術者就業状況

調査対象者作成の一覧表を別途添付し、ここには資料ページ番号のみ記載する。

- 3 工事箇所と事業所、倉庫等の関連
調査対象者作成の地図を別途添付し、ここには資料ページ番号のみ記載する。
- 4 使用する資材の状況、5 使用する機械の状況、6 労務者の状況、7 下請状況について、いずれも調査対象者作成のものを別途添付し、ここには資料ページ番号のみ記載する。下請業者との契約書又はそれに代わるものの写しを提出させる。（入札公告でこの点を明記すること。）
- 8 過去に施工した公共工事の状況
 - (1) 前年度に完成した公共工事の状況について
調査対象者作成のものを別途添付し、ここには資料ページ番号のみ記載する。
 - (2) 低入札価格による受注実績について
調査対象者作成のものを別途添付し、ここには資料ページ番号のみ記載する。
 - (3) 年度～年度の室戸市発注工事における発注実績及びその工事成績評定として、過去2ヶ年度の資料を別途添付し、ここには資料ページ番号のみ記載する。

9 入札価格決定の妥当性

入札価格決定に際しての組織的意思決定を示す挙証資料の内容については、別記様式第3号の9にある「取締役会議事録の写し」は例示であり、取締役会議事録でなくても、組織決定の過程を明文化し代表者が相違ない旨を証明したものであれば差し支えない。県外業者で、県内支店長等に契約締結権限の委任が行われている場合には、県内支店限りの挙証資料で差し支えない。ただし、単に「入札価格は会社決定であることを証明する。」といった記載だけではならず、会社決定がされるまでの過程（どのような協議を経たか等）の記載がなければならない。

次のとおり記入する。

ア 入札価格決定に際しての組織的意思決定を示す挙証資料が提出され、内容的にも妥当な場合

「適当」

イ 入札価格決定に際しての組織的意思決定を示す挙証資料の提出がない又は内容に不備がある場合

「不適当」（提出がないときは、「提出なし」）

第5 審査は、調査対象者の施工経費見積りに妥当性があり、品質、安全確保がされ粗雑工事となるおそれはないか、下請業者等への圧迫はないか、調査対象者の経営を圧迫する懸念はないかがポイントであることに留意する。

別記様式第7号（第10条関係）

第 年 月 日
号

様

室戸市長

落札決定通知書

建設工事低入札価格調査により入札結果を保留していた下記の工事の入札については、調査の結果あなたを落札者とすることに決定したので通知します。
つきましては、 年 月 日までに契約書（案）を提出してください。

記

- 1 工事名
- 2 契約担当者
課
職・氏名
電話番号

- 注
- 1 本通知には、契約書等落札者に手渡す書類一式を同封すること。
 - 2 契約書の提出期限は、落札決定の日から14日以内（閉庁日を含む。）とすること。
 - 3 （ ）は、低入札者である場合に記載すること。

別記様式第8号（第10条関係）

第 年 月 日
号

様

室戸市長

入札結果通知書

建設工事低入札価格調査により入札結果を保留していた下記の工事の入札については、 年 月 日付けで下記のとおり決定したので、通知します。
入札記録については、閲覧室で確認してください。

記

- 1 工事名
- 2 落札者名
- 3 落札金額

別記様式第9号（第10条関係）

第 年 月 日
号

様

室戸市長

低入札審査失格通知書

建設工事低入札価格調査により入札結果を保留していた下記の工事の入札については、審査の結果、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるため、失格と決定されたのでお知らせします。

記

- 1 入札日時
- 2 工事名
- 3 失格理由

注 失格理由は、第6条第1項又は第2項のうちの該当項目及びその該当事由を明記すること。

別記様式第10号（第6条関係）

第 号
年 月 日

室戸市長 様

商号又は名称
代表者職氏名 印

配置予定技術者の別工事への配置に関する届出書

建設工事低入札価格調査適用となり入札結果を保留された下記の工事について、当該入札にあたって提出した配置予定技術者届出書等に記載した技術者を別の建設工事の配置予定技術者として競争入札に参加し、その工事を落札したことから、技術者を配置することができなくなったので届け出ます。

記

- 1 工事名
- 2 入札日
- 3 入札書記載金額
- 4 配置予定技術者氏名

<落札した工事の内容>

発注機関名

工事名

入札日

落札金額